

NEWS

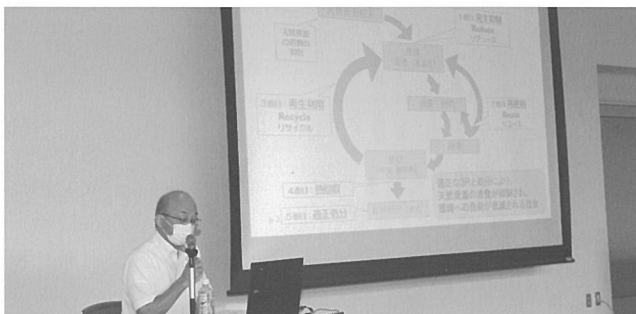
産業廃棄物処理に係る「第33回実務者研修会」開催

- ・日 時：令和4年9月6日（火）午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場 211・212 展示室
（名古屋市熱田区）
- ・参加者：107名（67社）

排出事業者及び廃棄物処理事業者の実務担当者を対象とした「第33回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。

- 10：05～12：00 産業廃棄物処理の基礎
- 13：00～14：00 産業廃棄物の委託処理と委託契約書
- 14：10～14：50 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 14：50～15：10 帳簿
- 15：15～15：25「研修修了証」授与

開会の挨拶で専務理事 堀部隆司氏は「皆さんご存じのように廃棄物処理法は非常に厳しい規制があり、平成28年の不適正処理事案を契機に、当協会が主催する実務者研修会や協会支部が主催する法令講習会に3年に1回は必ず参加することを誓約していただいております。法改正が行われたことに気づかず、知らないうちに法を犯してしまうことがあり、会社の不利益となってしまうこともありますので、本研修でしっかり法律の基礎を習得してください。研修の中では、実務で迷われるような事例をクイズ形式で質問をさせていただきますので、ご自身の理解度を測っていただくこともできます。」と述べ、同氏が講師となり「産業廃棄物処理の基礎」の研修が始まりました。



「産業廃棄物処理の基礎」を講義する堀部専務理事

まず、本年4月1日から施行されたプラスチック資源循環促進法についての概要の説明後、廃棄物処理法の枠組み、産業廃棄物処理業の特徴、保管基準、処理基準、許可基準、欠格要件、罰則等の基礎知識の説明がありました。



講師の小坂事務局長

「産業廃棄物の委託処理と委託契約書」は事務局長 小坂元信氏が講師となり、覚書の運用、委託契約書の電子化について、電子版産業廃棄物処理委託契約書について等説明がありました。「帳簿」も、同氏が担当し、処理業者は事業場ごとに備付け、一年ごとに閉鎖、保存期間は閉鎖後5年間、かつ事業場ごとに保存し、虚偽の記録や保存しなかった場合、30万円以下の罰金に処される等の説明がありました。



講師の小野田環境アドバイザー

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）は環境アドバイザー小野田敏也氏が講師となり、廃棄物管理票制度の運用例、紛失時の措置、紙マニフェスト、電子マニフェスト、マニフェストが不要な場合等について、説明がありました。研修終了後、受講者に修了証が授与され閉会となりました。

研修時、配布される資料（愛産協作成版）は、開催ごとに内容が精査され、法令等についてはその年の最新情報が掲載されていますので、是非、多くの方に受講していただきますようお願い申し上げます。



「産業廃棄物処理の基礎」を講義する堀部専務理事